

学校法人瀧川学園寄附行為

(令和3年10月20日施行分)

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、学校法人瀧川学園と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を兵庫県神戸市須磨区宝田町 2 丁目 1 番 1 号に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、教育基本法、学校教育法並びに私立学校法に従い、かつ創立の精神に基づく学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

1. 瀧川高等学校 全日制課程 普通科
2. 瀧川第二高等学校 全日制課程 普通科
3. 瀧川中学校
4. 瀧川第二中学校

(収益事業)

第 5 条 この法人は、私立学校法第 26 条の規定により、次に掲げる収益事業を行う。

1. 貸家業
2. 小売並びに委託販売業

第 3 章 役員及び理事会

(役 員)

第 6 条 この法人に、次の役員を置く。

1. 理事 7 人以上 10 人以内
 2. 監事 2 人
- 2 理事のうち 1 人を理事長とし、理事総数（現に在任する理事及び任期満了後なおその職務を行う理事の総数をいう。以下同じ。）の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。
 - 3 理事（理事長を除く。）のうち 1 人を常務理事とすることができるものとし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。
 - 4 役員は、法令及び寄附行為の定めを遵守し、この法人のため忠実にその職務を遂行する義務を負う。
 - 5 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。報酬金額は理事会において定める。

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

1. 滝川高等学校兼滝川中学校校長並びに滝川第二高等学校兼滝川第二中学校校長
 2. 評議員のうちから理事会において選任した者
 3. 本法人設立者の縁故者、学識経験者などの中から理事会において選任した者
- 2 前項第1号及び第2号の理事は、学校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第8条 監事は、この法人の理事、職員（校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員若しくは役員配偶者又は3親等以内の親族以外の者であつて理事会において選出した候補者の中から、評議員会の同意を得て、理事長が任命する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員任期)

第9条 役員（第7条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、3年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 役員は、再任されることができる。ただし、特別の事情ある場合を除いて2回を超える再任は出来ないものとする。
- 3 役員は、任期満了したときは、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長又は常務理事にあつては、その職務を含む。）を行う。

(役員補充)

第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第11条 役員が次の各号の1に該当するに至ったときは、理事総数の3分の2以上出席した理事会において、理事総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

1. 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
2. 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
3. 職務上の義務に著しく違反したとき
4. 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は次の事由によって退任する。

1. 任期の満了
2. 辞任
3. 死亡
4. 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(理事長の職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を総理する。

(常務理事の職務)

第13条 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第14条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第15条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

1. この法人の業務を監査すること
 2. この法人の財産の状況を監査すること
 3. この法人の理事の業務執行の状況を監査すること
 4. この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること
 5. 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを兵庫県知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること
 6. 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること
 7. この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べること
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第17条 この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の2分の1以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を书面又は電子メールにより通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で

理事会を招集することができる。

- 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき、書面又は電子メールをもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

- 第18条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定事項であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。
- 2 前項の場合において、受任者は委任の主旨に従い、善良なる管理者の注意をもって委任事項を執行する義務を負う。

(議事録)

- 第19条 議長は、理事会の開催の場所（当該場所に存しない役員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長並びに出席した理事のうちから議長が指名した理事2名及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
 - 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの賛否の意思を議事録に記載しなければならない。

(責任の免除)

- 第20条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

- 第21条 理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金10万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第22条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、15人以上22人以内の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面又は電子メールにより通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面又は電子メールをもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 前項の場合、議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第23条 第19条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから議長が指名した理事」とあるのは、「評議員のうちから議長が指名した評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第24条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かななければならない。

1. 予算及び事業計画
2. 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
3. 役員に対する報酬等（報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
4. 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
5. 寄附行為の変更

6. 合併
7. 目的たる事業の成功の不能による解散
8. 収益事業に関する重要事項
9. 寄附金品の募集に関する事項
10. その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第25条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第26条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

1. この法人の職員で評議員会により推せんされた者のうちから、理事会において選任した者
2. この法人の設置する学校に在籍する生徒の保護者のうちから、理事会において選任した者
3. この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから、理事会において選任した者
4. 学識経験者のうちから、理事会において選任した者

2 前項第1号又は第2号に規定する評議員は、この法人の職員又は保護者の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任期)

第27条 評議員の任期は、3年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第28条 評議員が次の各号の1に該当するに至ったときは、理事総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

1. 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
2. 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

1. 任期の満了
2. 辞任
3. 死亡

第5章 資産及び会計

(資産)

第29条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。

5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第31条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

2 基本財産に属しない不動産の売買も、前項と同じ議決を要する。

(積立金の保管)

第32条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券の購入、信託預金、銀行預金若しくは郵便貯金として運用し、理事長が保管する。

2 積立金の処分は、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第33条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第34条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算及び事業計画)

第35条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第36条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第37条 この法人の決算及び事業の実績は、毎会計年度終了後2月以内にこれを作成し、監事の意見を付して評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

2 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第38条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄付行為（以下「財産目録等」という。）を事務所に備えて置き、請求があった場合（役員等名簿及び寄附行為以外の財産目録等にあつては、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合に限る。）には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除いて、同項の閲覧をさせることができる。

(資産総額の変更登記)

第39条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第40条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第41条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

1. 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
2. この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
3. 合併
4. 破産
5. 兵庫県知事の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては兵庫県知事の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては兵庫県知事の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第42条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人、教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人又は国若しくは地方公共団体に帰属する。

(合併)

第43条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て兵庫県知事の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第44条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、兵庫県知事の認可を受けなければならない。

- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、兵庫県知事に届け出なければならない。

第8章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

第45条 この法人は、第38条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かななければならない。

1. 役員及び評議員の履歴書
2. 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
3. その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、学校法人瀧川学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第47条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この寄附行為の変更は、兵庫県知事の認可のあった日（令和3年10月20日）から施行する。

【改正沿革】

昭和26年3月 5日	制 定		
昭和62年7月16日	変更認可	平成 5年7月23日	変更認可
平成10年3月26日	変更認可	平成10年5月20日	変更認可
平成11年8月17日	変更認可	平成13年8月30日	変更認可
平成16年3月24日	変更認可	平成17年3月 3日	変更認可
平成21年4月20日	変更認可	平成26年6月18日	変更認可
平成29年7月 4日	変更認可	令和 2年3月27日	変更認可
令和 2年6月23日	変更認可	令和 2年10月19日	変更認可
令和 3年10月20日	変更認可		

R 3 . 1 0